

## 鑑 定 連 絡 票 (後見・保佐用)

(福井家庭裁判所提出用)

### 1 家庭裁判所から本人について鑑定の依頼があった場合は、

- 鑑定を引き受けてもよい。

鑑定料について（医師会との協議により、通常は5万円をお願いしています。）

- 5万円引き受ける。

- ( ) 万円引き受ける。

鑑定期間について（通常は1か月程度でお願いしています。）

- 1か月で鑑定書を提出できる見込みである。

- ( ) か月を要する。

- 鑑定を引き受けられない。

- 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

医師名

病院名

所在地 〒           —

電 話 (           )           —

### 2 その他参考事項

令和    年    月    日    回答者    医師 \_\_\_\_\_ 印